

各室の標準仕様（6園）

【別紙2】

こども園各室			要求水準（国基準等を含む）	期待水準
室名	必要室数	必要面積	<p>※必要室数「—」：必要に応じて又は可能であれば設置する。</p> <p>※必要面積「—」：設置備品及び利用目的、利用者数に応じて必要な面積を確保する。</p>	
保育室 （共通事項）	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・「豊中市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」に遵守すること。 ・「豊中市幼保連携型認定こども園設置認可要綱」に遵守すること。 ・床暖房を設置すること。 ・乳幼児の安全に配慮し、床面は滑りにくくクッション性のあるもの、かつ、耐久性及びメンテナンス性に優れた素材を使用すること。 ・保育室前の廊下は内廊下にする。 ・3歳児室、4歳児室、5歳児室は隣接するものとし、通常は歳児ごとに保育室を分割するが、必要に応じて広いスペースを活用するため、可能な限り可動間仕切りを設置すること。可動間仕切りはパーティションを避けること。 ・既存のスロープを撤去しないこと（原田こども園）。 ・0歳児～2歳児保育室が2階になる場合は、カートで移動できるスペースやスロープを確保すること（てらうちこども園）。 ・収納スペース設けること。高所に設置する場合は転落防止対策をとること。 ・温水機能を有する手洗い場を設置すること。 ・保育室の窓に網戸を設置すること。 ・防犯の観点から、カーテンがつけられるよう、カーテンレールを設置すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・主採光面の向きは、周辺民家への視線干渉に配慮するとともに、室内の通風、採光をはじめ温熱環境に配慮すること。 ・職員からの死角が生じないよう、保育室は正方形又は長方形となるよう配慮すること。 ・保育室の扉は指詰め防止機構付きスライド式ドアなどゆっくりと閉じる仕様にして子どもの安全を考慮すること。 ・保育室内に設置するコンセントは、子どもが触らないよう、安全性を配慮した配置にすること。 ・視覚障がい者等に配慮した壁の色にすること。

各室の標準仕様（6園）

【別紙2】

			<ul style="list-style-type: none"> ・保育室の扉は、子どもでも安全に開閉できるよう、軽量化や指詰め防止を考慮して設置すること。 	
0歳児保育室				
西丘	1	60㎡以上 ※要求水準書参照	<ul style="list-style-type: none"> ・想定人数を9名としていることから、条例上の最低基準面積は「ほふく室3.3㎡×満2歳未満のほふくする園児数(9人)」となるが、フレキシブルに活用することを想定しているため、左記の面積以上を確保すること。 ・調乳室を隣接させること。(ミルクを作るための部屋であることから、衛生面に配慮すること。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・調乳室を設置の際、特に建替えの場合は、調乳室から保育室が見えるような間仕切りを設置すること。
原田	1	40㎡以上 ※要求水準書参照	<ul style="list-style-type: none"> ・想定人数を9名としていることから、条例上の最低基準面積は「ほふく室3.3㎡×満2歳未満のほふくする園児数(9人)」となるが、フレキシブルに活用することを想定しているため、左記の面積以上を確保すること。 ・調乳室を隣接させること。(ミルクを作るための部屋であることから、衛生面に配慮すること。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・調乳室を設置の際、特に建替えの場合は、調乳室から保育室が見えるような間仕切りを設置すること。
東丘	1	40㎡以上 ※要求水準書参照	<ul style="list-style-type: none"> ・想定人数を6名としていることから、条例上の最低基準面積は「ほふく室3.3㎡×満2歳未満のほふくする園児数(6人)」となるが、フレキシブルに活用することを想定しているため、左記の面積以上を確保すること。 ・調乳室を隣接させること。(ミルクを作るための部屋であることから、衛生面に配慮すること。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・調乳室を設置の際、特に建替えの場合は、調乳室から保育室が見えるような間仕切りを設置すること。
てしま	1	40㎡以上 ※要求水準書参照	<ul style="list-style-type: none"> ・想定人数を6名としていることから、条例上の最低基準面積は「ほふく室3.3㎡×満2歳未満のほふくする園児数(6人)」となるが、フレキシブルに活用することを想定しているため、左記の面積以上を確保すること。 ・調乳室を隣接させること。(ミルクを作るための部屋であることから、衛生面に配慮すること。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・調乳室を設置の際、特に建替えの場合は、調乳室から保育室が見えるような間仕切りを設置すること。

各室の標準仕様（6園）

【別紙2】

		準書参照	ほふくする園児数（6人）」となるが、フレキシブルに活用することを想定しているため、左記の面積以上を確保すること。 ・調乳室を隣接させること。（ミルクを作るための部屋であることから、衛生面に配慮すること。）	
てらうち	1	40 m ² 以上 ※要求水準書参照	・想定人数を9名としていることから、 条例上の最低基準面積は「ほふく室3.3 m ² ×満2歳未満のほふくする園児数（9人）」となるが、フレキシブルに活用することを想定しているため、左記の面積以上を確保すること。 ・調乳室を隣接させること。（ミルクを作るための部屋であることから、衛生面に配慮すること。）	・調乳室を設置の際、特に建替えの場合は、調乳室から保育室が見えるような間仕切りを設置すること。
とねやま	1	40 m ² 以上 ※要求水準書参照	・想定人数を6名としていることから、 条例上の最低基準面積は「ほふく室3.3 m ² ×満2歳未満のほふくする園児数（6人）」となるが、フレキシブルに活用することを想定しているため、左記の面積以上を確保すること。 ・調乳室を隣接させること。（ミルクを作るための部屋であることから、衛生面に配慮すること。）	・調乳室を設置の際、特に建替えの場合は、調乳室から保育室が見えるような間仕切りを設置すること。
1歳児保育室				
西丘	1	66 m ² 以上 ※要求水準書参照	・想定人数を20名としていることから、 条例上の最低基準面積は「ほふく室3.3 m ² ×満2歳未満のほふくする園児数（20人）」となるが、フレキシブルに活用することを想定しているため、左記の面積以上を確保すること。	

各室の標準仕様（6園）

【別紙2】

原田	1	50 m ² 以上 ※要求水準書参照	・想定人数を15名としていることから、 条例上の最低基準面積は「ほふく室3.3 m ² ×満2歳未満のほふくする園児数（15人）」となるが、フレキシブルに活用することを想定しているため、左記の面積以上を確保すること。	
東丘	1	50 m ² 以上 ※要求水準書参照	・想定人数を15名としていることから、 条例上の最低基準面積は「ほふく室3.3 m ² ×満2歳未満のほふくする園児数（15人）」となるが、フレキシブルに活用することを想定しているため、左記の面積以上を確保すること。	
てしま	1	50 m ² 以上 ※要求水準書参照	・想定人数を15名としていることから、 条例上の最低基準面積は「ほふく室3.3 m ² ×満2歳未満のほふくする園児数（15人）」となるが、フレキシブルに活用することを想定しているため、左記の面積以上を確保すること。	
てらうち	1	50 m ² 以上 ※要求水準書参照	・想定人数を15名としていることから、 条例上の最低基準面積は「ほふく室3.3 m ² ×満2歳未満のほふくする園児数（15人）」となるが、フレキシブルに活用することを想定しているため、左記の面積以上を確保すること。	
とねやま	1	50 m ² 以上 ※要求水準書参照	・想定人数を10名としていることから、 条例上の最低基準面積は「ほふく室3.3 m ² ×満2歳未満のほふくする園児数（10人）」となるが、フレキシブルに活用することを想定しているため、左記の面積以上を確保すること。	

各室の標準仕様（6園）

【別紙2】

2歳児保育室				
西丘	1	60 m ² 以上 ※要求水準書参照	・想定人数を24名としていることから、 条例上の最低基準面積は「保育室1.98 m ² ×満2歳以上の園児数(24人)」となるが、フレキシブルに活用することを想定しているため、左記の面積以上を確保すること。	・できる限り乳児用トイレが隣接していること。
原田	1	50 m ² 以上 ※要求水準書参照	・想定人数を18名としていることから、 条例上の最低基準面積は「保育室1.98 m ² ×満2歳以上の園児数(18人)」となるが、フレキシブルに活用することを想定しているため、左記の面積以上を確保すること。	・できる限り乳児用トイレが隣接していること。
東丘	1	50 m ² 以上 ※要求水準書参照	・想定人数を18名としていることから、 条例上の最低基準面積は「保育室1.98 m ² ×満2歳以上の園児数(18人)」となるが、フレキシブルに活用することを想定しているため、左記の面積以上を確保すること。	・できる限り乳児用トイレが隣接していること。
てしま	1	50 m ² 以上 ※要求水準書参照	・想定人数を18名としていることから、 条例上の最低基準面積は「保育室1.98 m ² ×満2歳以上の園児数(18人)」となるが、フレキシブルに活用することを想定しているため、左記の面積以上を確保すること。	・できる限り乳児用トイレが隣接していること。
てらうち	1	50 m ² 以上 ※要求水準書参照	・想定人数を18名としていることから、 条例上の最低基準面積は「保育室1.98 m ² ×満2歳以上の園児数(18人)」となるが、フレキシブルに活用することを想定しているため、左記の面積以上を確保すること。	・できる限り乳児用トイレが隣接していること。
とねやま	1	50 m ² 以上 ※要求水準書参照	・想定人数を18名としていることから、 条例上の最低基準面積は「保育室1.98 m ² ×満2歳以上の園児数(18人)」となるが、フレキシブルに活用することを想定しているため、左記の面積以上を確保すること。	・できる限り乳児用トイレが隣接していること。

各室の標準仕様（6園）

【別紙2】

3歳児保育室				
西丘	2	40 m ² ×2 以上 ※要求水準書参照	・想定人数を40名としていることから、 条例上の最低基準面積は「保育室 1.98 m ² ×満2歳以上の園児数(20人×2室)」となることから、左記の面積以上を確保すること。	・できる限り幼児用トイレが隣接していること。
原田	2	40 m ² ×2 以上 ※要求水準書参照	・想定人数を40名としていることから、 条例上の最低基準面積は「保育室 1.98 m ² ×満2歳以上の園児数(20人×2室)」となることから、左記の面積以上を確保すること。	・できる限り幼児用トイレが隣接していること。
東丘	1	60 m ² 以上 ※要求水準書参照	・想定人数を20名としていることから、 条例上の最低基準面積は「保育室 1.98 m ² ×満2歳以上の園児数(20人)」となることから、左記の面積以上を確保すること。	・できる限り幼児用トイレが隣接していること。
てしま	1	60 m ² 以上 ※要求水準書参照	・想定人数を20名としていることから、 条例上の最低基準面積は「保育室 1.98 m ² ×満2歳以上の園児数(20人)」となることから、左記の面積以上を確保すること。	・できる限り幼児用トイレが隣接していること。
てらうち	1	60 m ² 以上 ※要求水準書参照	・想定人数を30名としていることから、 条例上の最低基準面積は「保育室 1.98 m ² ×満2歳以上の園児数(30人)」となることから、左記の面積以上を確保すること。	・できる限り幼児用トイレが隣接していること。
とねやま	1	60 m ² 以上 ※要求水準書参照	・想定人数を20名としていることから、 条例上の最低基準面積は「保育室 1.98 m ² ×満2歳以上の園児数(20人)」となることから、左記の面積以上を確保すること。	・できる限り幼児用トイレが隣接していること。

各室の標準仕様（6園）

【別紙2】

4歳児保育室				
西丘	2	60 m ² ×2 以上 ※要求水準書参照	・想定人数を60名としていることから、 条例上の最低基準面積は「保育室 1.98 m ² ×満2歳以上の園児数(30人×2室)」となることから、左記の面積以上を確保すること。	・できる限り幼児用トイレが隣接していること。
原田	2	60 m ² ×2 以上 ※要求水準書参照	・想定人数を60名としていることから、 条例上の最低基準面積は「保育室 1.98 m ² ×満2歳以上の園児数(30人×2室)」となることから、左記の面積以上を確保すること。	・できる限り幼児用トイレが隣接していること。
東丘	1	60 m ² 以上 ※要求水準書参照	・想定人数を30名としていることから、 条例上の最低基準面積は「保育室 1.98 m ² ×満2歳以上の園児数(30人)」となることから、左記の面積以上を確保すること。	・できる限り幼児用トイレが隣接していること。
てしま	1	60 m ² 以上 ※要求水準書参照	・想定人数を30名としていることから、 条例上の最低基準面積は「保育室 1.98 m ² ×満2歳以上の園児数(30人)」となることから、左記の面積以上を確保すること。	・できる限り幼児用トイレが隣接していること。
てらうち	1	60 m ² 以上 ※要求水準書参照	・想定人数を30名としていることから、 条例上の最低基準面積は「保育室 1.98 m ² ×満2歳以上の園児数(30人)」となることから、左記の面積以上を確保すること。	・できる限り幼児用トイレが隣接していること。
とねやま	1	60 m ² 以上 ※要求水準書参照	・想定人数を30名としていることから、 条例上の最低基準面積は「保育室 1.98 m ² ×満2歳以上の園児数(30人)」となることから、左記の面積以上を確保すること。	・できる限り幼児用トイレが隣接していること。

各室の標準仕様（6園）

【別紙2】

5歳児保育室				
西丘	2	60 m ² ×2 以上 ※要求水準書参照	・想定人数を60名としていることから、 条例上の最低基準面積は「保育室 1.98 m ² ×満2歳以上の園児数(30人×2室)」となることから、左記の面積以上を確保すること。	・できる限り幼児用トイレが隣接していること。
原田	2	60 m ² ×2 以上 ※要求水準書参照	・想定人数を60名としていることから、 条例上の最低基準面積は「保育室 1.98 m ² ×満2歳以上の園児数(30人×2室)」となることから、左記の面積以上を確保すること。	・できる限り幼児用トイレが隣接していること。
東丘	1	60 m ² 以上 ※要求水準書参照	・想定人数を30名としていることから、 条例上の最低基準面積は「保育室 1.98 m ² ×満2歳以上の園児数(30人)」となることから、左記の面積以上を確保すること。	・できる限り幼児用トイレが隣接していること。
てしま	1	60 m ² 以上 ※要求水準書参照	・想定人数を30名としていることから、 条例上の最低基準面積は「保育室 1.98 m ² ×満2歳以上の園児数(30人)」となることから、左記の面積以上を確保すること。	・できる限り幼児用トイレが隣接していること。
てらうち	1	60 m ² 以上 ※要求水準書参照	・想定人数を30名としていることから、 条例上の最低基準面積は「保育室 1.98 m ² ×満2歳以上の園児数(30人)」となることから、左記の面積以上を確保すること。	・できる限り幼児用トイレが隣接していること。
とねやま	1	60 m ² 以上 ※要求水準書参照	・想定人数を30名としていることから、 条例上の最低基準面積は「保育室 1.98 m ² ×満2歳以上の園児数(30人)」となることから、左記の面積以上を確保すること。	・できる限り幼児用トイレが隣接していること。
沐浴室	1	—	・乳児の沐浴のための沐浴室を設置すること。	

各室の標準仕様（6園）

【別紙2】

			<ul style="list-style-type: none"> ・沐浴槽に加えて、汚物流し等を設置すること。 ・0歳児室に隣接して設置すること。 ・洗濯機を設置すること（既存の洗濯機でも可）。 	
事務室 （職員室）	1	—	<ul style="list-style-type: none"> ・既設の事務室内に設置された事務机やミーティングテーブルなどを設置し、事務ができる広さを確保すること。 ・窓に網戸を設置すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務室から玄関や園庭が見えるような仕様とすること。
保健室	1	—	<ul style="list-style-type: none"> ・最低限事務机1台と乳幼児用ベッドを設置できる面積を確保すること。 ・窓に網戸を設置すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員室に隣接し、間仕切りを透明にするなど職員室から保健室内の子どもの様子が確認できるよう工夫すること。
子育て支援のための執務室 （プレイルーム）	1	—	<ul style="list-style-type: none"> ・窓に網戸を設置すること。 ・床面は滑りにくくクッション性のあるもの、かつ、耐久性及びメンテナンス性に優れた素材を使用すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援のための執務室と相談室が隣接していること。 ・保育室の扉は指詰め防止機構付きスライド式ドアなどゆっくりと閉じる仕様にして子どもの安全を考慮すること。 ・視覚障がい者等に配慮した壁の色にすること。
相談室	1	—	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者と職員が面談するスペースであることから、プライバシーに配慮した動線とすること。 ・窓に網戸を設置すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育室の扉は指詰め防止機構付きスライド式ドアなどゆっくりと閉じる仕様にして子どもの安全を考慮すること。 ・床面は滑りにくくクッション性のあるもの、かつ、耐久性及びメンテナンス性に優れた素材を使用すること。 ・視覚障がい者等に配慮した壁の色にすること。
調理室	1	—	<ul style="list-style-type: none"> ・幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。 ・食育の観点から、乳幼児から調理している姿が見えるようにするなど、調理室が乳幼児になじみやすいよう工夫すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・調理室内の手洗い場は混合水栓にすること。 ・調理員用の休憩室、洗濯室及びトイレを設けること。

各室の標準仕様（6園）

【別紙2】

			<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児や保護者が出入りする玄関とは別に、食料品等専用搬出入口を設置すること。 ・搬入搬出動線からみて1階に配置すること。 ・乾式の床とすること。 ・建替え部は、検品室や下処理室を確保するとともに、下処理と上処理の作業スペースをそれぞれ確保すること。 ・アレルギーがある児童に対応するための作業スペースを確保すること。 ・2階の保育室に給食が運べるよう、配膳用エレベーターを設置すること ・空調（冷暖房）設備を設置すること。 ・調理室の扉をスライド式にすること。 	
遊戯室 （ホール）	1以上	—	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の㎡以上を確保すること。 ・雨の日に体を動かさず遊びができるよう、トランポリンやアスレチックなど、室内遊具等の収納スペースを確保すること（既存以上のスペースを確保すること）。 ・手洗い場やトイレを設置すること。（避難所を想定）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・舞台を設置（改修を含む）する場合は、障がい者の配慮への工夫を行うこと（段差なく舞台へ上がれるスペースの確保）。 ・児童用映画の上映会などに使用できる仕様とすること。
絵本コーナー	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・絵本棚を設置すること。 ・児童が落ち着いて本を読むことができるスペースを確保すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・採光が良く、子どもが集まりやすいように開放的な配置とすること。
トイレ （共通事項）	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・乾式の床とし、ふき取りがしやすい床面とすること。 ・各歳児に応じて現状以上のトイレの数を配置すること。 ・保育室に隣接し、すべて洋式トイレとすること。 ・安全に使用できるよう、出入口など段差がないようにすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレの手洗い（一部）は、自動水栓とすること。 ・換気の良い温かいトイレとすること。 ・乳幼児用は、室内が明るく、行きたくなるようなデザインとすること。（例：壁がカラフル、動物の絵） ・できる限りトイレの広い間口を設けること。

各室の標準仕様（6園）

【別紙2】

			・建築物移動等円滑化誘導基準を満たすバリアフリートイレを設置すること。	・ウォームレットを設置すること。 ・トイレ内に汚物用の洗い場を設置すること。
乳児用	所要数	—	・0～2歳児室のある各階に設置すること。	
幼児用	所要数	—	・3～5歳児室のある各階に設置すること。	
大人用	所要数	—	・1階に車椅子利用が可能なトイレ（バリアフリートイレ）を設置すること。	・ベビーチェアが置けるスペースを確保すること。
園庭用	所要数	—	・園庭から直接入ることができるトイレを1か所設置すること。	
手洗用設備	—	—	・手洗用及び足洗用設備は、お湯が出るようにすること（混合水栓）。	・角を丸くするなど安全面を考慮した設備とすること。
足洗用設備	—	—	・手洗用及び足洗用設備は、お湯が出るようにすること（混合水栓）。	・角を丸くするなど安全面を考慮した設備とすること。
更衣室	2	—	・男女別に設置し、ロッカーのおける広さを確保し、移設をすること。 ・2園とも既存ロッカーの台数を設置すること。（現在設置されているロッカーの移設を原則とする）。 ・新たに0～2歳児の受入れに伴い職員数の増が想定されるため、10程度の収納可能スペースを確保すること。（てしまこども園・てらうちこども園・とねやまこども園） ・就業環境に配慮するため、各園の状況を踏まえ、空調設備の設置や余裕の持ったスペースを確保すること。	
職員休憩室	1	10～20畳程度	・職員が休憩時間に、食事や事務作業をするための部屋であり、更衣室との動線を考慮すること。 ・就業環境に配慮するため、各園の状況を踏まえ、空調設備の設置や余裕の持ったスペースを確保すること。	

各室の標準仕様（6園）

【別紙2】

洗濯室	1	—	<ul style="list-style-type: none"> ・現在設置されている洗濯機を移設すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの遊びに支障にならないような場所で、洗濯室から出やすい位置に洗濯物を干すスペースを確保すること。
倉庫	1以上	—	<ul style="list-style-type: none"> ・教材や楽器類等の大型備品が収納できる広さとなるよう配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・倉庫とは別に、事務室内に画用紙棚等を設置した教材庫を設置すること。
玄関・ピロティ	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・約150世帯の親子が朝夕に出入りできる十分な広さを確保すること。 ・職員室と隣接すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ピロティの空間を活かし、交流の場やイベントができる場とすること。
			<ul style="list-style-type: none"> ・玄関には靴箱を設置できるようスペースを確保すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・靴箱を設置するスペースは、子ども外履き用の靴や長靴、保護者用スリッパや収納可能となるよう工夫すること。
廊下	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内廊下とすること。 ・床面は滑りにくくクッション性のあるもの、かつ、耐久性及びメンテナンス性に優れた素材を使用すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り玄関から近い位置にエレベーターを設置すること。 ・子どもたちの作品の展示を可能とすること。（例：壁にマグネットを使用し、展示するなど） ・視覚障がい者等に配慮した壁の色にすること。
屋上	—	—	—	—
原田	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の2階の幼児ホール前について、コンクリートのためデッドスペースとなっていることから、ウッドデッキや人工芝等を活用し、子どもたちが遊べるよう工夫すること。 	
とねやま	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・現在2階の小さいスペースを屋上のように活用し、園児や地域の親子が水遊びに使用していることから、整備後も子どもたちが遊べるよう工夫すること。 	
園庭	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児用の園庭を設置すること。（砂場、乳児用遊具など） ・組み立て式プールを収納できるスペースを確保すること。 ・菜園活動ができる畑や花壇のスペースを確保すること。 ・何時でも砂場などで遊べるよう、日よけ等で涼しげな空 	<ul style="list-style-type: none"> ・ビオトープや自園で野菜作りができるようスペースを確保すること。 ・腕力を高めるためうんていやアスレチックなどの遊具を設置すること。 ・現在の各園の園庭において、コンクリート部分など有効

各室の標準仕様（6園）

【別紙2】

			間を確保できるように工夫すること。 ・外用玩具や体育遊具が片付けられるスペースを設置すること。	であるものは、その活用についても考慮すること。
駐車場・駐輪場	所要数 (既存以上)	—	・自転車で送迎を行う保護者が駐輪できるよう、自転車が駐輪できるスペース（現状以上）を確保すること。	・駐輪場は玄関への動線に近いほうが望ましい。 ・屋根付きの駐車場・駐輪場を設置すること。
屋外倉庫	—	—	・可能な限り既存のものを活用すること。	
正門	—	—	・乳幼児の飛び出し防止策を講じること。	
その他	—	—	・災害を想定し、避難経路を確保すること。	・子どもの転倒防止のため、階段の段差を低くし、滑り止めを設けること。 ・職員室や保育室等のサインについては、視覚障がい者等に配慮すること。